

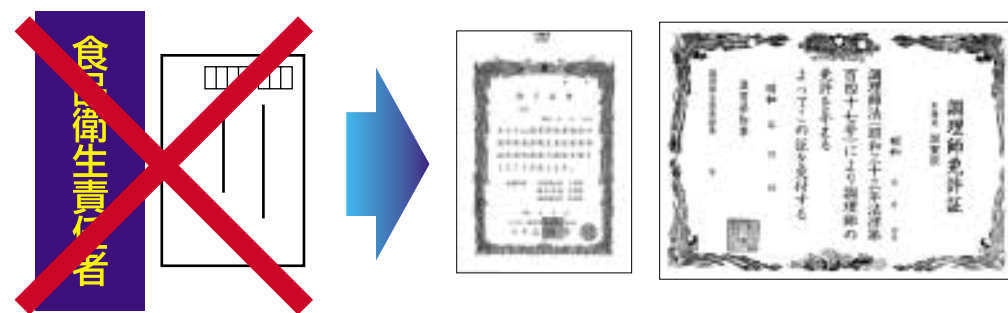
5 食品衛生責任者設置(変更)届出が必要な場合

食品衛生責任者を設置・変更する場合は、「食品衛生責任者設置(変更)報告書」の提出が必要です。その際、※資格を証する書面の添付が必要となります。

※ 食品衛生責任者となる資格

- ①食品衛生管理者と同一の資格 ②栄養士 ③調理師 ④製菓衛生師 ⑤食鳥処理衛生管理者
⑥船舶料理士 ⑦食品衛生責任者養成講習を終了した者

※ 責任者の資格を証する書面は、免許証や修了証書であり、プレートや免許合格通知書ではありません。



6 食品営業許可証を紛失した場合

食品営業許可証を紛失した場合、許可証を再交付することはできません。

許可証は紛失しないよう、営業施設内の外来者から見やすい位置に掲示してください。

許可証を紛失し、営業許可を取得していることを証明したい場合は、許可証明証を発行することができます。(手数料300円が必要)



食品営業関係の届出様式は天津市ホームページからダウンロードできます!

天津市 食品衛生関係届出様式

検索

このパンフレットの内容に関する
お問い合わせ先

天津市保健所 衛生課食品衛生グループ

〒520-0801 天津市におの浜4丁目4-5

Tel : 077-522-8427 Fax : 077-525-6161

食品営業許可取得後の手続について

食品営業許可取得後に変更が生じた場合や店を廃業した場合は、変更届もしくは廃業届が必要となり、場合によっては許可の取り直しが必要となります。

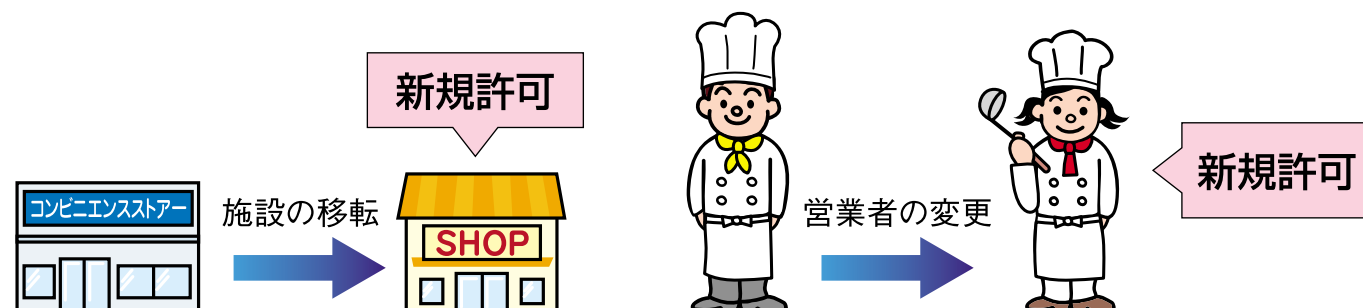
1 新たな許可が必要な場合

営業許可は許可証に記載された営業者が、許可証に記載された場所で営業を行う場合のみ有効であり、営業許可を第三者に譲渡したり、異なる場所へ移転すれば無効となります。

(注)必要な手続きを行わず営業者や営業場所を変えて営業を行うと、**無許可営業**となります! 次のような場合には新たな営業許可が必要です。必ず事前に保健所に相談してください。

項目	内容等
業種の追加	すでに食品営業許可を取得していて、新たに別の業種の営業を行う場合 (例) ◆ 魚介類販売業の営業許可を取得しているが、新たに「佃煮」を製造販売したい。 → 飲食店営業(そうざい屋)又はそうざい製造業の営業許可が必要です。 ◆ 菓子製造業の営業許可を取得しているが、新たに牛乳を販売したい。 → 乳類販売業の営業許可が必要です。
施設の移転	施設を移転する場合 (例) ◆ 天津市A町から天津市B二丁目に移転する場合 → 天津市B二丁目での新規の営業許可が必要です。
営業者の変更	営業者が変更になる場合(承継の場合を除く。) (例) ◆ 営業者をC氏から別人のD氏に変更する。 → D氏を営業者とした新規の営業許可が必要です。 ◆ 営業者を〇〇株式会社から別法人の株式会社▲▲に変更する。 → 株式会社▲▲を営業者とした新規の営業許可が必要です。 ※ 相続・合併等の承継により営業者を変更する場合は、新規の営業許可ではなく、承継届が必要です。(3. 承継届参照)
大規模な施設構造の変更	増改築等により営業施設が元の施設と同一性を失う場合 (例) ◆ 増築等により、施設の面積を大幅に変更した。 → 変更後の施設で、再度新規の営業許可を取得する必要があります。

※牛乳、食肉、魚介類は処理せずに陳列・販売するだけでも営業許可が必要です。

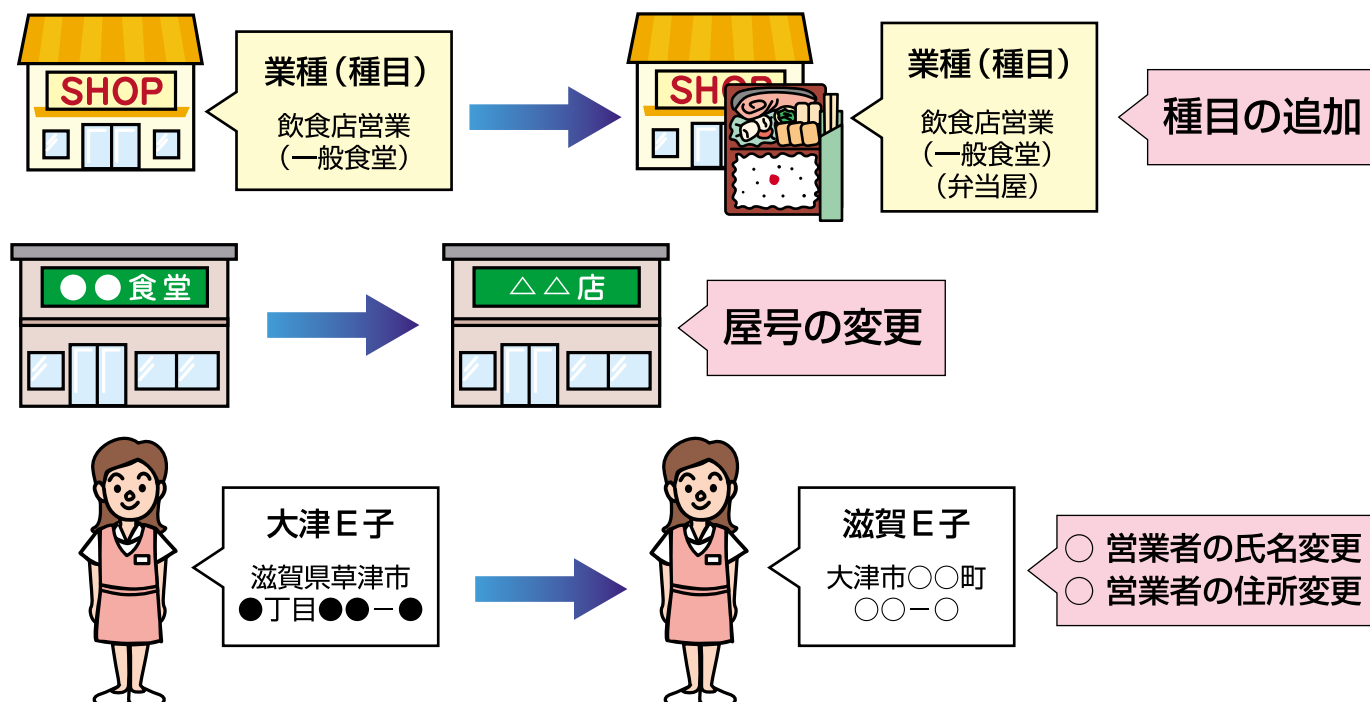


2 変更届が必要な場合

次のように許可申請事項を変更した場合は、「変更届出書」の提出が必要です。その際、営業許可証及び変更した旨を証する書類等の添付が必要になります。

項 目	内 容 等	添付書類	時期
種目の追加	すでに食品営業許可を取得していて、新たに種目を追加する場合 (例) ◆飲食店営業(種目:一般食堂)の営業許可を取得しているが、新たに弁当を製造販売したい。 →「弁当屋」の種目追加が必要です。	許可証	事前
施設設備	施設のレイアウト(設備の配置)を変更した場合 ※大規模にレイアウトを変更した場合は、新規の営業許可が必要になることがあるので、必ず事前に相談してください。	施設平面図	変更後15日以内に提出
屋 号	営業所の名称(屋号)を変更した場合 (例) ◆店の名前を●●食堂から△△店に変更する。	許可証	
営 業 者 名	営業者の氏名を変更した場合 (例1) ◆結婚して名前が天津E子から滋賀E子に変わった。 ※(例2) ◆会社の名前を株式会社天津から株式会社滋賀に変更した。	登記事項証明書 許可証及び※(例2の場合)	
営 業 者 住 所	営業者の住所を変更した場合 (例1) ◆家を滋賀県草津市から天津市内に引っ越した。 ※(例2) ◆本社を大阪市から京都市に移転した。		

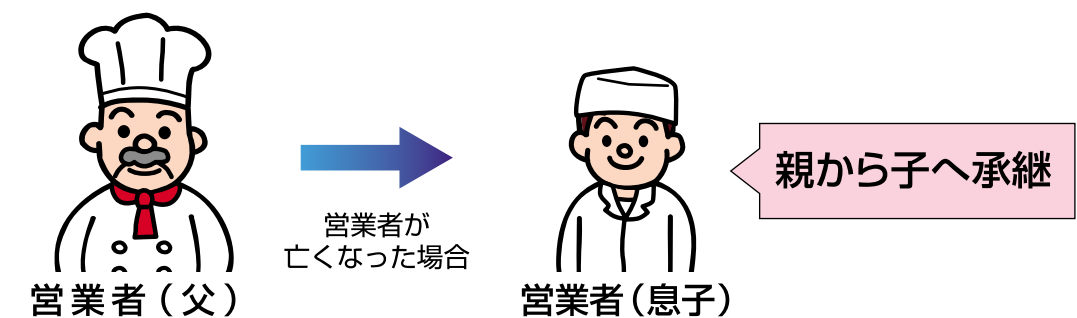
※ 屋号・営業者氏名等を変更したとしても、許可証の書換えはできませんが、(屋号・営業者氏名等を変更した)許可証明証を発行することができます。(手数料300円が必要)



3 承継届が必要な場合

営業者の地位を承継する場合には、「承継届出書」の提出が必要です。その際、営業許可証及び承継の事実を証する書類等の添付が必要になります。

項 目	内 容 等	添付書類	時期
相続(個人)	営業者(個人)の死亡により、相続人が営業を相続する場合 (例) ◆ 営業者が亡くなり、配偶者又は子が営業を引き継ぐ場合。 ※ 営業者の地位を継承できる者(相続人)が2人以上いる場合は、その全員の同意書が必要です。	※ 許可証、戸籍謄本及びある場合(相続人が2人以上)同意書	事後60日以内
合併・分割(法人)	営業者である法人が吸収合併又は分割され、合併又は分割後の法人が営業を承継する場合	登記事項証明書 許可証及び	



4 廃業・休業・再開届が必要な場合

施設を廃業、休業、再開した場合、「廃業・休業・再開届出書」の提出が必要です。
廃業の手続きが完了していないと、当保健所から文書等が送付されることがありますので、施設を廃業しましたら必ず廃業の届出をお願いします。

項 目	内 容 等	添付書類	時期
廃 業	施設を廃業した場合 ※ 廃業する場合は営業許可証の添付が必要です。	許可証	事後15日以内
休 業	施設を30日以上休業しようとする場合		
再 開	休業していた施設を再開する場合		

